

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0786)

HP版議事録

第2回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和3年10月28日 非公開

開催日時	令和3年10月28日	13時40分～14時37分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻より前ではございますが、委員の皆様がお揃いになりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただ今から、第2回目の鉄鋼製造業特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、■部会長にお願いいたします。</p>

	よろしくお願ひいたします。
部会長	<p>それでは、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がありますので、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>また、全会一致とならなかつた場合には、その旨を審議会にご報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあるうかと存じまして、別室を用意してございます。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	はい。ただいまの説明について、ご質問等ござりますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>ご質問等ないようですので、事務局の説明のとおりといたします。</p> <p>それでは、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、具体的な金額の提示の前にですが、特定最賃は、公平な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的としまして、労使交渉の補完、また代替の役割と、産業の発展においても重要な役割を担っているというように考えております。</p> <p>また、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットでもありますて、属する産業の魅力の向上を図るためにも、大幅な引上げが</p>

	<p>必要だというようにも認識をしております。</p> <p>今年度の地域別最低賃金においては、4ランク一律28円の目安が示されました。</p> <p>労側としましては、近隣県との格差是正の主張に拘りましたが、結果、公益の見解に委ねまして、28円で結審となりました。</p> <p>一方特定最賃は、労使のイニシアティブにより決めていくものというように認識しておりますので、使側委員の皆様のご理解とご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げて、これから具体的な要求ということをさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、2020闘争では、金属労協の企業内最低賃金についての試算をしたところ、2022年頃に全国加重平均が1,000円になるというようなことが見込まれております。</p> <p>また、これに抵触しない水準としまして、月額177,000円程度、時間あたりにしますと1,100円程度というようになりますが、これを中期的目標としまして、その達成を目指して計画的に取り組んでいます。</p> <p>こういったことも踏まえまして、今年度と来年度の2年で1,000円の到達を目指しまして、現在の910円との差額90円を、これを2年かけて引き上げる考え方から、「45円」の要求をさせていただきたいというように思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。今の■委員のご発言にもありました、県最賃の方は、使用者側全員反対という結果になりました。</p> <p>この特定最賃については、全会一致で決めたいなという想っておりまます。</p> <p>「45円」というお話がございましたけれども、私どもは年来、特定最賃は必要ないという主張をしております。</p> <p>最近、地賃も上がっておりまますので、地賃に吸収されるべきものであると考えております。</p> <p>それだけではなく、現下の経営、経済環境を考えますと、部品不足等もありまして、あるいは部材の高騰もございます。</p> <p>もちろんコロナの影響もあります。かなり厳しい状況がございまます。</p> <p>特定最賃を上げるという余地は、難しいと判断いたします。</p> <p>したがいまして、据え置き「0円」ということで、ご提案したい</p>

	<p>と思います。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 労使双方の意見をご確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「45 円」のご提示がありましたが、使用者側委員からは「0 円」というご提示でした。 それぞれお考えがあり、ご意見はもっともということでございますが、お互いの示されている額の開きが大きいようです。 労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。 先ほど、最初の具体的な要求ということでは、ある程度先を見据えた目標ということで、まず提示をさせていただきました。 今、[] 委員からも、厳しい状況というようなお話もありましたが、そんな中でもやはり、私ども冒頭申したように、特定最賃は優位性のあるものだというようにも考えております。 特に今、部会長からもありましたように、労使の開きがだいぶあります。 これにつきましては、やはり労使のイニシアティブということでありますので、今回につきましては、少し歩み寄りの案を用意してきておりますので、次の具体的な金額ということで、提示させていただきたいというように思っております。 考え方としては、今年度の特定最賃の意向表明をした組織の中で、企業内最低賃金が最も低い組織の額が 952 円でした。 その金額までの引上げとして底上げを図りたいというような思いから、「42 円」の要求をさせていただきたいと思います。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、使側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の [] です。 「42 円」ということでございますけれども、私ども基本は引上げの余地なしと考えておるわけであります、冒頭申し上げましたように、労使の合意を見出したいというように思っております。 これも、従来よりの主張でございますけれども、最低賃金を考え</p>

	<p>るうえで重視しているのが、いわゆる調査の第4表でございまして、その中で、Cランク第4表0.5%ということでございます。掛けまして、「4円」ということで回答させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「42円」のご提示がありました が、使用者側委員からは「4円」というご提示でした。</p> <p>まだ、お互いの示している額の開きが大きいようです。</p> <p>もう一步踏み込んで、ご提案できないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■でございます。</p> <p>先ほど、二度の提示をさせていただきまして、確かに過去からの引上げ額等々踏まえてみると、お話ししました金額が、若干高めな金額だというような認識をしております。</p> <p>そういうことも踏まえて、もう一步、歩み寄っていきたいな というように考えております。</p> <p>その考え方としましては、先ほどは2年かけてというようなお話をさせていただいたのですが、今年度、また来年、再来年の3年で1,000円到達を目指しまして、910円との差の90円を3年で割りますと30円となります。そこで「30円」ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■でございます。</p> <p>「30円」ということになりましたけれども、県最賃に限りまして、昨年はちょっと例外としまして、それまでの4年間、平成28年から29、30、令和元年の4年間、非常に最賃が上がった4年間 でありました。</p> <p>目安が20円を超えていたという、そういう4年間がありました。</p> <p>この4年間の特定最賃の引上げが、16円、19円、21円、22円 と、4年間78円上がっておりました。</p> <p>この4年間を平均しますと、1年で19.5円、切上げまして20円、 だいたいこの4年間で20円ということでございますので、本年も</p>

	<p>「20円」という回答をさせていただきたいと思います。 以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 労使双方の意見をご確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「30円」のご提示がございましたが、使用者側委員からは「20円」というご提示でした。 少し歩み寄っていただきましたが、まだ、お互いの示している額に開きがございます。 さらに一步踏み込んでのご提案はいただけないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■でございます。 まず、先ほどの「4円」から「20円」までということで、歩み寄っていただいたことには、感謝を申し上げたいというように思っております。 ただ、そういう中でも、冒頭の金額の提示の際にも申したように、私どもからしますと、地賃よりも優位性のあるセーフティネットだというように考えております。 それを踏まえて、今年度の地賃にプラス1円の、「29円」で要求させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。先ほどの、特定よりか県最賃が上がったこの4年間ですが、私どもは特定最賃に優位性があるという考え方をしておりません。 実際にも、これまでやはり県最賃ほど上がっていなかったのが、慣例といいますか、これまでの経過でございます。 最低賃金が上がりましたこの4年間、平成28年から令和元年までの4年間ですけれども、それぞれの年に上げた特定最低賃金の額とその年の地賃の額との差を見ますと、平成28年が6円、29年が5円、30年が5円、令和元年が4円、そんなように、少なく、低く決まっているわけであります。 この4年間の平均をとりますと、だいたい毎年5円くらい、群馬県最低賃金よりも安く決まっているということでございます。 これを今年に当てはめてみると、28円に対して5円マイナスですから、23円、この「23円」を回答したいと思います。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方から示された額につきまして、かなり近づいてきているところでございますが、さらに、もう一步、歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>ご確認させていただきたいと存じます。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] でございます。</p> <p>先ほど、 [] 委員の方から「23円」ということありました。その前段としまして、使側の方からすると、地賃よりも優位性があるというように思えないというようなことでしたが、やはり、労側からしますと、やはりそこは地賃よりも優位性があるものだというように認識しているところです。</p> <p>そこは、双方意見が違うところではあるかもしれません、こういったところには拘りをもっていきたいというように思っております。</p> <p>ただ、とはいえる、部会長からありましたように、再度もう一步、歩み寄ってということを考えますと、地賃と同額の「28円」ということで、要求させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。 [] でございます。</p> <p>「29円」から「28円」と、1円歩み寄っていただきましたけれども、こちらといたしましては、「23円」というのは、これまでの特定最低賃金の歴史から見ても、一番の上げ額かなと思います。</p> <p>そういう意味では、目一杯頑張っているつもりでございますが、更に労使の接点を見出そうという観点から申し上げますと、先ほど言いましたように、特定最賃と県最賃との差額、決定の差額を見ますと、今まで一番差がつかなかったのが、差額が少なかったのが、令和元年でありますと、4円差であります。</p> <p>今年もそれを適用してみると、28円の4円差ですから24円、ということで、「24円」の回答とさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここまで労使双方からご意見をお伺いいたしましたが、労働者側</p>

	<p>「28円」、使用者側「24円」ということで、それぞれのお考えがございまして、示された額につきましては、近づいてはきているものの、まだ開きがございます。</p> <p>特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格のものでございます。</p> <p>この趣旨をお汲みいただいたうえでもう一度、ご意見をお願いいたしたいと思います。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側████でございます。</p> <p>今回、過去の実績から、考えたうえでの「24円」には、感謝申し上げたいというように考えております。</p> <p>しかしながら、近隣県との差額とか、そういうしたものも踏まえまして、やはり私ども、先ほど申しした「28円」に拘りをもつていいきたいというようにも考えておりますが、その辺も踏まえたうえで、一度労使で少し話の場を作っていただけたらと思うのですが、提案させていただいてよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。ただいま労働者側委員から、労使による協議のお申出がございました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。████です。</p> <p>特定最賃というのは、これまで労使の合意というものを大事にしてきたものでございます。</p> <p>そういう意味では、少し労使でもう少し話し合って、なんとかいい結果を見出したいなと思いますので、先ほどの████委員の提案に対して、使用者側も賛同、同意したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員のご同意もございましたので、労使の協議を行っていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、協議のため一時休会といたします。</p> <p>労使委員の皆さんのが戻られ次第、再開いたします。</p>
	<p>【協議のため、休会】</p>
部会長	ご協議お疲れさまでした。それでは、審議を再開させていただき

	<p>ます。</p> <p>ただいまの労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。そうしましたら、■より、報告させていただきます。</p> <p>まず、私どもこの群馬県内で、4業種ある中での話なのですが、ある程度産業間での情報交換等々をしていまして、考え方の中で、今回鉄鋼できておりますが、4業種足並み揃えた引上げを目指しているというような考え方のもとでの要求をさせていただいているということを、まず冒頭付け加えさせていただければというように思っています。</p> <p>その中で、先ほど労使の会議の場を与えていただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>やはり労使のイニシアティブということを踏まえたうえで論議させていただいた結果というようになりますが、まず私どもの方から、やはり特貢は、先ほどから申しているように、優位性があるものだというようなところの考えは、譲れない部分があったのですが、そんな中でも少し歩み寄りまして、「27円」ということでの要求をさせていただきました。</p> <p>それに対しまして使側委員の皆様からは、既に先ほど提示した金額でかなり歩み寄っている状態だということもあるので、「24円」は譲れないというようなことでの回答をいただきました。</p> <p>県内の情勢等々話をしながら、更に具体的な金額ということで、話をさせてもらったところ、実際このままの平行線だというようなことになりますと、過去から築き上げてきました労使の関係による全会一致はみられないというようなこともありますし、労側としまして、更に歩み寄って「26円」の要求ということで、させていただきました。</p> <p>そこで使側の委員の皆様からは、結果となりますが、厳しい状況ではあるけれども、私ども労側の考えも汲んでいただきまして、1円歩み寄っていただいて、「25円」ということでの回答をいただきました。</p> <p>そこでやはり、まだ拘りたいところではありましたけれども、特定最賃は労使のイニシアティブで決定するものというようなことと、使側委員の方からは、最大の歩み寄りというような言葉もいただいておりますので、このことも踏まえまして、「25円」での合意に至ったという結果となりましたので、私の方から報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>

部会長	はい。ご報告ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いいたします。
使用者委員	はい。■です。 内容につきましては、先ほどの■委員のご報告のとおりでございます。 今回、非常に厳しい議論を重ねてまいりました。 それでも、やはり特定最賃は労使のイニシアティブというのを堅持して、意見を一致させたいということで、お互いに歩み寄った結果でございます。 労側委員の皆様に、大変感謝をしながら、論議をしたということでございます。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員の方からご発言がございました。 その他の労使委員の方は、いかがでしょうか。
	【特になし】
部会長	公益委員の方は、ご意見ございませんでしょうか。
	【特になし】
部会長	それでは、ご意見が出尽くしたようです。 まとめさせていただきますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の921円から「25円」引き上げ、時間額で946円とする、ということでおろしいでしょうか。 ご異議ございませんでしょうか。
	【異議なし】
部会長	各委員異議なしとのことですので、よって、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。 ありがとうございました。 それでは、この後の手続につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局	<p>はい。この後の手続につきまして、ご説明いたします。</p> <p>全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。</p> <p>つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願ひいたします。</p>
部会長	
部会長	
事務局	
部会長	
部会長	
事務局	

【答申文（案）朗読】

部会長	委員の皆様に答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 それでは、ご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。
	【部会長より基準部長へ答申文を手交】
部会長	答申が無事終わりました。 皆様のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。 大変ありがとうございました。 それでは、今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい。ご回答をいただきまして、ありがとうございました。 ご回答をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。
基準部長	ただいま、■部会長から令和3年度の鉄鋼製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご回答をいただきました。 本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月6日に諮問をさせていただきました。 その後、委員の皆様には熱心なご審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。 また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。 労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいりますが、併せまして、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。 最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>今後の予定につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>本日、本専門部会においてご答申をいただき、4業種すべての答申が揃いましたので、この後、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>異議申出があった場合は、11月16日（火）に審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。</p> <p>なお、異議申出がなく、官報公示の手続が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレ、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がございますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいま今後の予定について、説明がございました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること、また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいて12月29日となること、しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願い</p>

	いたします。
事務局	はい。特にございません。
部会長	委員の皆様から何かございますか。 【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をさせていただきます。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったかと思われますが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。 【異議なし】
部会長	非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でございました。